

地域営漁計画作成指導について

鹿熊信一郎

1. 昭和63年度は久米島で地域営漁計画の作成が行われたが、作成の手順等について指導を行った。
計画作成の経緯は以下のとおり。

年 月 日	場 所	参 加 者	検 討 内 容
63. 4. 18	漁 協	10 人	地域営漁計画の概要説明
63. 5. 14	漁 協	27 人	青壮年部と計画案検討
63. 5. 28	漁 協	170 人	漁協総会での説明、決議
63. 6. 27	漁 協	15 人	地域営漁計画検討委員会組織
63. 7. 12	漁 協	18 人	第1回検討委員会、アンケート、基本方向検討
63. 8. 24	漁 協	4 人	アンケート調査結果集計、基本方向整理
63. 9. 21	漁 協	15 人	美崎地区懇談会
63. 9. 22	漁 協	14 人	中央地区懇談会
63. 9. 28	儀 間	20 人	久米島地区懇談会
63. 9. 29	鳥 島	15 人	具志川地区懇談会
63. 11. 16	漁 協	4 人	計画案整理
63. 12. 16	漁 協	20 人	第2回検討委員会、計画案検討
63. 12. 22	糸 満	15 人	第1回指導部会、状況説明、計画案検討
1. 1. 13	漁 協	18 人	採介漁業者と漁獲規制検討
1. 1. 18	漁 協	15 人	中央地区懇談会
1. 1. 19	儀 間	13 人	久米島地区懇談会
1. 1. 20	鳥 島	14 人	具志川地区懇談会
1. 1. 30	漁 協	6 人	底延縄漁業者と漁獲規制検討
1. 2. 1	漁 協	4 人	計画案修正
1. 2. 8	那 覇	4 人	計画案修正
1. 2. 10	漁 協	13 人	美崎、比屋定地区懇談会
1. 2. 14	那 覇	15 人	第2回指導部会、計画案検討
1. 2. 15	漁 協	10 人	一本釣漁業者と漁獲規制検討
1. 2. 16	漁 協	20 人	第3回検討委員会、計画案検討、同意
1. 3. 14	那 覇	10 人	認定委員会、認定

2. 計画の基本方針及び重点事項は以下のとおり。（計画の詳細は久米島地域営漁計画書（久米島漁協）参照）

基本方針

- ・礁池内漁場の重要水産動植物の採捕規制を強化するとともに、種苗放流を推進し、資源の維持増大をはかる。また、モズク養殖に再度取り組むほか、他の海藻類、魚類等の養殖について可能性を検討する。さらに、赤土流入防止対策を積極的に行い、生産の場である漁場の保全に努める。
- ・保管施設及び通信施設の整備、島外出荷の推進、加工品の開発等を積極的に行い、魚価の高値安定に努めるなど漁船漁業の振興をはかる。
- ・本県でも有数の観光地である立地条件を生かし、釣り案内等の観光漁業を推進する。

重点事項

①礁池内漁業の振興

- ・養殖業の推進……………モズク、その他
- ・栽培漁業の推進……………魚貝類の種苗放流
- ・資源管理の強化……………貝類等の採捕規制の強化、その他
- ・赤土流入防止対策の推進……………赤土流入防止対策協議会の設置、その他

②漁船漁業の振興

- ・釣漁業等の振興……………釣漁業、網漁業
- ・流通体制の強化……………流通基盤の整備、流通対策

③観光漁業の推進……………釣案内業等の組織化、その他

④生産基盤等の整備……………水産物保管施設等の整備

⑤その他

3. 久米島地域営漁計画の内容と考え方をおおざっぱにまとめると、

- (1) まず1番の柱は、中心となる漁船漁業が島内の水産物需要に対して、すでに漁業者の数が多過ぎる状況にあるため、この一部がモズク養殖と観光漁業を複合化することにより、①直接的な漁業収入の増加、②漁業経営の安定化、③島内市場の安定を図ることである。これと合わせて、主要業態であるパヤオ漁業等の魚価の高値安定を図るため、施設整備を始めとする流通対策に取り組む。
- (2) 2番目の柱は、乱獲、密漁、汚染等によって悪化しているイノー内の水産資源の維持・増大を図るため、貝類等の漁獲規制の強化、密漁の防止、栽培漁業の推進に積極的に取り組むことである。また、地域漁業にとって最大の問題となっている赤土流出問題に対して、漁業者側からも積極的に対応していくこととしている。
- (3) その他、組織が未整備である部会等の組織化、基盤施設の整備等の計画が立てられている。